

平成30年度
決算説明資料

令和元年10月4日

教育委員会

目 次

	頁
1 なごや子ども応援委員会の相談等対応状況について	1
2 なごや子ども応援委員会の運営費及び人員体制について	3
3 学習支援講師について	4
4 勤務時間外の在校時間が月45時間以上の教職員数について	5
5 報告・相談アプリの相談件数について	6
6 ネットパトロールの検知件数について	7
7 不登校児童生徒数について	8
8 子ども適応相談センター通所者数について	9
9 不登校の要因について	10
10 学校司書の配置について	11
11 学校司書の配置による成果について	13
12 学校におけるICT環境の整備について	14
13 指定都市における学校給食費の公会計化について	16
14 小学校における食物アレルギーがある児童数について	17
15 給食調理業務直営校における人員体制について	18
16 給食調理業務員の年度途中退職者について	18
17 他都市の小学校給食調理場における空調設備等の整備状況について	19

	頁
18 小学校給食調理業務委託における配置人数及び異動状況について	20
19 スクール・サポート・スタッフについて	23
20 小学校における民間プールの活用について	24
21 学校敷地内のマンホールトイレの設置について	25
22 埋設給排水管の改修実績について	26
23 学校のトイレ洋式化率について	27
<参考>	
愛知県立学校及び市内私立学校のトイレ洋式化率について	29
24 主な市民利用施設のトイレ洋式化率について	30
25 学校トイレの改修実績について	31
26 大規模改造・保全改修の実施面積について	31
27 学校施設リフレッシュプランにおけるトイレ改修について	32
28 山車行事の総合調査について	33
29 名古屋市文化財調査委員会について	35
<参考>	
特別史跡名古屋城跡の現状変更（天守閣解体）に係る副申について	40

1 なごや子ども応援委員会の相談等対応状況について

(1) 内容別

(単位：件)

区 分	29年度	30年度
不 登 校	5, 6 1 3	9, 1 2 3
い じ め	1 2 9	2 1 4
友 人 関 係	1, 0 2 4	1, 4 8 1
教職員の指導	5 4	7 7
家庭の問題	2, 5 4 6	3, 6 9 7
発 達 障 害	1, 3 9 5	2, 2 9 5
病 気 け が	7 2	2 3 0
虐 待	2 0 4	4 8 7
非 行	1 1 6	1 4 0
精神的不安	2, 6 7 3	4, 1 1 1
進 路 関 係	1 2 9	2 7 4
学校不適応	1, 2 7 2	1, 9 4 4
そ の 他	1, 3 5 4	2, 2 4 7
計	1 6, 5 8 1	2 6, 3 2 0

(2) 職種別

(単位：回)

区 分	29年度	30年度
スクールカウンセラー	22,593	37,355
スクールソーシャル ワーカー	5,454	8,682
スクールアドバイザー	1,544	1,780
スクールポリス	553	557

(注) 複数の職員で対応した場合には、対応した職員ごとに1回として計上した。

(3) 具体例

区分	内 容
事例 1	父子家庭において、父親が心身の不調、家事の負担感、経済的事 情、子どもへの接し方についての不安を抱え、子どもは中学3年生 で進路の選択が控えていた。スクールカウンセラー及びスクールソ ーシャルワーカーによる支援により、父親の心理面、家庭状況は安 定し、子どもは進路に向けた意欲を持てるようになり進学した。
事例 2	DVの被害により転居してきて日々の不安を抱えている母親につい て、スクールソーシャルワーカー、スクールアドバイザー及びスク ールポリスの連携した支援により安心感を得るようになり、自立し た生活を送っていくための方策について考えられるようになった。

2 なごや子ども応援委員会の運営費及び人員体制について

(1) 予算額

(単位：千円)

区 分	26年度	30年度
職員人件費	254,001	1,137,032
その他運営経費	64,223	98,135
計	318,224	1,235,167

(2) 決算額

(単位：千円)

区 分	26年度	30年度
職員人件費	264,618	1,055,040
その他運営経費	63,568	78,682
計	328,186	1,133,722

(3) 人員体制

(単位：人)

区 分	26年度	30年度
スクールカウンセラー	11	85
スクールソーシャル ワーカー	11	20
スクールアドバイザー	11	11
スクールポリス	11	11
計	44	127

(注) 30年度については、教育委員会事務局に配置されているスクールカウンセラーの首席指導主事を含む。

3 学習支援講師について

(1) 29年度

(単位：校、千円)

区 分			希望校	配置校	決算額
学習指導 支援講師	小学校	前期	213	65	150,828
		後期	182	65	
	中学校	前期	59	11	
		後期	35	11	
	特別支援学校	前期	4	4	
		後期	4	4	
不登校対応 支援講師	小学校	通年	103	—	81,934
	中学校		75	40	
日 本 語 指導講師	小学校	前期	91	27	58,380
		後期	86	27	
	中学校	前期	24	4	
		後期	17	4	
発達障害対応 支援講師	小学校	通年	226	62	120,672
	中学校		27	3	

(2) 30年度

(単位：校、千円)

区 分			希望校	配置校	決算額
学習指導 支援講師	小学校	通年	199	61	152,403
	中学校		48	15	
	特別支援学校		4	4	
不登校対応 支援講師	小学校	通年	108	—	79,959
	中学校		76	40	
日 本 語 指導講師	小学校	前期	73	29	57,932
		後期	74	29	
	中学校	前期	18	2	
		後期	20	2	
発達障害対応 支援講師	小学校	通年	220	64	120,077
	中学校		22	1	

4 勤務時間外の在校時間が月45時間以上の
教職員数について

(単位：人)

区 分	29年度	30年度
45時間以上 80時間未満	3,858	4,176
80時間以上 100時間未満	1,685	1,432
100時間以上	1,667	1,184
計	7,210	6,792

(注1) 在校時間がひと月でも区分の時間数に該当する小学校、中学校、特別支援学校の教職員の人数を掲げた。

(注2) 業務士を除き、常勤講師を含む。

5 報告・相談アプリの相談件数について

(単位：件)

区 分	相談件数
軽度の相談、質問	239
落ち込み、不安、悩み	55
いじめ	33
自傷	8
深夜徘徊、家出	8
いたづら、冷やかし	5
飲酒	4
不登校	4
計	356

(注) 平成31年3月末日現在の数値を掲げた。

6 ネットパトロールの検知件数について

(単位：件)

区 分		検知件数
投稿者又は対象者個人が明確なもの	個人情報の流布	2, 0 6 3
	いじめ・中傷	7 5
	不法行為	1 9
	トラブル	5
投稿者及び対象者個人がともに不明確なもの		2 9 8
計		2, 4 6 0

(注) 平成31年3月末日現在の数値を掲げた。

7 不登校児童生徒数について

(単位：人)

区 分		29年度	30年度
東部方面 [千種区、昭和区 瑞穂区、名東区 天白区]	小学校	181	204
	中学校	416	438
	小 計	597	642
西部方面 [中村区、中区 熱田区、中川区]	小学校	149	173
	中学校	340	363
	小 計	489	536
南部方面 [港区、南区 緑区]	小学校	227	220
	中学校	541	586
	小 計	768	806
北部方面 [東区、北区 西区、守山区]	小学校	171	172
	中学校	448	477
	小 計	619	649
計	小学校	728	769
	中学校	1,745	1,864
	計	2,473	2,633

8 子ども適応相談センター通所者数について

(単位：人)

区 分		29年度				30年度			
		浄心	笠寺	鶴舞	計	浄心	笠寺	鶴舞	計
東部方面 〔千種区、昭和区 瑞穂区、名東区 天白区〕	小学校	10	-	29	144	10	-	45	190
	中学校	30	4	71		29	3	103	
西部方面 〔中村区、中区 熱田区、中川区〕	小学校	11	-	10	87	12	-	16	116
	中学校	41	3	22		45	2	41	
南部方面 〔港区、南区 緑区〕	小学校	2	10	9	119	2	11	12	130
	中学校	14	45	39		20	39	46	
北部方面 〔東区、北区 西区、守山区〕	小学校	18	-	10	114	19	-	9	133
	中学校	50	-	36		63	-	42	
国立、私立	小学校	1	-	3	12	-	1	4	14
	中学校	4	-	4		3	-	6	
計	小学校	42	10	61	476	43	12	86	583
	中学校	139	52	172		160	44	238	

9 不登校の要因について

(1) 本人に係る要因

(単位：人)

区 分	小学校	中学校	計
「学校における人間関係」に課題を抱えている	80	290	370
「あそび・非行」の傾向がある	13	90	103
「無気力」の傾向がある	256	618	874
「不安」の傾向がある	317	708	1,025
その他	103	158	261
計	769	1,864	2,633

(2) 学校及び家庭に係る状況

(単位：人)

区 分		小学校	中学校	計
学校に係る状況	いじめ	4	4	8
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	122	524	646
	教職員との関係をめぐる問題	29	84	113
	学業の不振	159	624	783
	進路に係る不安	7	116	123
	クラブ活動、部活動等への不応	1	57	58
	学校のきまり等をめぐる問題	28	76	104
	入学、転編入学、進級時の不応	57	194	251
家庭に係る状況	372	575	947	
該当なし	186	325	511	

(注) 複数の区分に該当する場合は、それぞれに計上した。

10 学校司書の配置について

(1) 学校数

(単位：校)

区 分	希望校	配置校
小学校	156	24
中学校	33	8
計	189	32

(2) 学校名

区 分	29年度		30年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
千種区	富士見台小		富士見台小	若水中
東 区	東白壁小		東白壁小	富士中
北 区	光城小		光城小 東志賀小	
西 区	なごや小		なごや小 城西小	
中村区	稲西小		ほのか小 八社小	
中 区		前津中	老松小	前津中
昭和区	川原小		川原小	北山中
瑞穂区	弥富小		弥富小 汐路小	
熱田区	高蔵小		高蔵小 白鳥小	
中川区	八熊小		八熊小	八幡中
港 区	港西小		港西小 港楽小	
南 区		桜田中	春日野小	桜田中
守山区		吉根中	小幡北小	吉根中
緑 区		滝ノ水中	常安小	大高中
名東区	平和が丘小		平和が丘小 猪高小	
天白区	植田南小		平針小 植田北小	
校 数	12校	4校	24校	8校

1 1 学校司書の配置による成果について

(1) 配置校における教員へのアンケート結果

(単位：%)

区 分	は い	どちらかと いえばはい	どちらかと いえばいいえ	いいえ
読書指導が充実した	81.5	17.4	0.6	0.5
本を使った調べ学習 が充実した	67.9	28.5	1.9	1.7
学校図書館の環境整 備が進んだ	91.5	7.8	0.5	0.2
授業での学校図書館 の活用が増えた	57.8	33.0	5.7	3.5
授業以外での学校図 書館の自主的な活用 が増えた	65.8	29.2	2.3	2.7
学校司書は子どもに とってプラスになる	92.3	7.4	0.0	0.3

(2) 児童生徒の声

- 読み聞かせが楽しみになった。
- 好きなジャンルを伝えると、「こういう本はどう」と紹介してもらえた。
- 本のこと以外にも相談でき、図書室に行くことが楽しくなった。
- 図書委員会の企画を一緒に考えてくれた。

(3) 教員の声

- 色々な本を紹介されたことで、本に興味がなかった子どもが、図書室に行くことを楽しいと思うようになった。
- 休み時間等に、気持ちを落ち着けたい子どもの心のオアシスになっている。
- 中学校ブロックの学校司書に来てもらい、本の配架の仕方について相談に乗ってもらったり、読み聞かせを行ってもらったりして、図書室に足を運ぶ子どもが増えた。

12 学校におけるICT環境の整備について

(1) 国の整備方針に対する本市の整備状況

区 分		国の整備方針	本市の整備状況
普通教室の大型提示装置		全教室（100%）	40%
教育用 コンピュータ	学習者用 コンピュータ	3クラスに 1クラス分程度	11.7クラスに 1クラス分程度
	指導者用 コンピュータ	授業を担当する教員 1人1台	授業を担当する教員 4.6人に1台

(注1) 国の整備方針は、「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」（平成29年12月文部科学省策定）において示されたものを掲げた。

(注2) 本市の整備状況は、平成31年3月1日現在の数値を掲げた。

(2) 指定都市における整備状況

ア 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数及びその順位

(単位：人、位)

区 分	人 数	順 位	区 分	人 数	順 位
札幌市	6.3	7	京都市	5.2	3
仙台市	7.3	12	大阪市	3.4	1
さいたま市	11.2	19	堺市	6.7	8
千葉市	9.3	16	神戸市	8.9	14
川崎市	6.9	9	岡山市	9.4	17
横浜市	5.8	5	広島市	6.9	9
相模原市	9.0	15	北九州市	5.6	4
新潟市	6.1	6	福岡市	12.6	20
静岡市	5.0	2	熊本市	6.9	9
浜松市	7.5	13	名古屋市	10.3	18

(注) 平成31年3月1日現在の数値を掲げた。

イ 普通教室の大型提示装置の整備率及びその順位

(単位：%、位)

区 分	整 備 率	順 位	区 分	整 備 率	順 位
札幌市	41.4	16	京都市	94.3	3
仙台市	70.4	6	大阪市	64.7	8
さいたま市	63.9	10	堺市	96.4	2
千葉市	68.0	7	神戸市	29.9	19
川崎市	61.8	12	岡山市	56.9	13
横浜市	62.9	11	広島市	64.2	9
相模原市	94.3	3	北九州市	56.5	14
新潟市	46.8	15	福岡市	13.3	20
静岡市	32.5	18	熊本市	96.5	1
浜松市	75.2	5	名古屋市	40.0	17

(注) 平成31年3月1日現在の数値を掲げた。

1.3 指定都市における学校給食費の公会計化について

区 分	都 市 名
導入済 (4都市)	千葉市(30年4月導入)、横浜市(24年4月導入) 大阪市(26年4月導入)、福岡市(21年9月導入)
導入予定 (5都市)	仙台市、川崎市、浜松市、広島市、熊本市
検討中 (11都市)	札幌市、さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、堺市、 神戸市、岡山市、北九州市、名古屋市

(注1) 平成31年3月末日現在の状況を掲げた。

(注2) 仙台市は平成31年4月から導入した。

14 小学校における食物アレルギーがある児童数について

(単位：人)

区 分		人 数
全 児 童		112,164
食物アレルギーがある児童		7,650
ア レ ル ギ ー 物 質	卵	3,329
	牛 乳	1,248
	ピーナッツ	1,034
	乳 製 品	783
	そ ば	681
学校給食の対応が必要な児童		3,041

(注1) 平成30年5月1日現在の人数を掲げた。

(注2) アレルギー物質は、人数の多い5物質を掲げた。

(注3) 複数のアレルギー物質の区分に該当する場合は、それぞれに計上した。

1 5 給食調理業務直営校における人員体制について

(単位：人)

区 分	29年度	30年度
正 規 職 員	519	502
再雇用嘱託員	21	15
給食調理業務員	267	243
計	807	760

(注) 各年度4月1日現在の人数を掲げた。

1 6 給食調理業務員の年度途中退職者について

(1) 退職者数の推移

(単位：人)

区 分	29年度	30年度
退職者数	17	17

(2) 主な退職理由

- 職場の人間関係
- 病気の療養
- 体力的な限界
- 家族の介護

17 他都市の小学校給食調理場における空調設備等の整備状況について

(単位：校)

区 分	校 数	整備校数
横浜市	339	1
京都市	163	163
大阪市	289	—
神戸市	138	41
名古屋市	261	12

(注1) 平成31年3月末日現在の数値を掲げた。

(注2) 校数は、給食調理場のある学校数を掲げた。

(注3) 整備校数は、スポットクーラーを整備した学校数を含む。

18 小学校給食調理業務委託における配置人数及び異動状況について

(1) 28年度委託開始校

(単位：人)

区 分	30年度当初 配置人数	30年度末 配置人数	異動状況
荒子 小学校	正社員 3 パート 11 計 14	正社員 3 パート 10 計 13	正社員 増減なし パート 1人減 (1人増、2人減)
大清水 小学校	正社員 4 パート 7 計 11	正社員 4 パート 7 計 11	正社員 増減なし (1人増、1人減) パート 増減なし (2人増、2人減)
西山 小学校	正社員 4 パート 5 計 9	正社員 4 パート 6 計 10	正社員 増減なし パート 1人増 (2人増、1人減)

(注) 異動状況の () は、増減の状況を掲げた。

(2) 29年度委託開始校

(単位：人)

区 分	30年度当初 配置人数	30年度末 配置人数	異動状況
山 田 小 学 校	正社員 5 パート 7 計 12	正社員 4 パート 6 計 10	正社員 1人減 パート 1人減 (2人増、3人減)
瀬 古 小 学 校	正社員 4 パート 7 計 11	正社員 4 パート 10 計 14	正社員 増減なし (2人増、2人減) パート 3人増 (4人増、1人減)
下志段味 小 学 校	正社員 4 パート 9 計 13	正社員 4 パート 8 計 12	正社員 増減なし パート 1人減
桶 狭 間 小 学 校	正社員 4 パート 7 計 11	正社員 4 パート 7 計 11	正社員 増減なし パート 増減なし
天 白 小 学 校	正社員 6 パート 3 計 9	正社員 7 パート 4 計 11	正社員 1人増 (2人増、1人減) パート 1人増 (3人増、2人減)

(注) 異動状況の () は、増減の状況を掲げた。

(3) 30年度委託開始校

(単位：人)

学 校	30年度当初 配置人数	30年度末 配置人数	異動状況
田 代 小 学 校	正社員 4 パート 12 計 16	正社員 4 パート 9 計 13	正社員 増減なし (2人増、2人減) パート 3人減 (1人増、4人減)
稲 葉 地 小 学 校	正社員 3 パート 5 計 8	正社員 3 パート 8 計 11	正社員 増減なし (1人増、1人減) パート 3人増 (4人増、1人減)
松 栄 小 学 校	正社員 5 パート 2 計 7	正社員 6 パート 3 計 9	正社員 1人増 (2人増、1人減) パート 1人増 (5人増、4人減)
千 音 寺 小 学 校	正社員 3 パート 7 計 10	正社員 3 パート 7 計 10	正社員 増減なし パート 増減なし (1人増、1人減)
苗 代 小 学 校	正社員 3 パート 8 計 11	正社員 3 パート 7 計 10	正社員 増減なし (2人増、2人減) パート 1人減 (1人増、2人減)
大 高 南 小 学 校	正社員 3 パート 7 計 10	正社員 3 パート 7 計 10	正社員 増減なし パート 増減なし (1人増、1人減)
植 田 東 小 学 校	正社員 3 パート 10 計 13	正社員 4 パート 8 計 12	正社員 1人増 パート 2人減 (2人増、4人減)

(注) 異動状況の () は、増減の状況を掲げた。

19 スクール・サポート・スタッフについて

区 分		内 容
趣 旨		教員の負担軽減を図り、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備する
主な業務		<ul style="list-style-type: none"> ○学習プリントの印刷 ○家庭への配付文書の印刷、仕分け ○来客対応や電話対応 ○会議室の準備
候補者の選定方法		各学校において、地域人材を中心に適切な候補者に依頼
勤務時間		1日4時間以内、週20時間
配置校数	小学校	25校
	中学校	16校
成 果		配置された41校中32校において、勤務時間外の在校時間が対前年度比で減少
課 題		<ul style="list-style-type: none"> ○人材確保 ○配置校数の増加

20 小学校における民間プールの活用について

区 分	内 容
導入の契機	<p>児童数の増加に伴い、校舎の増築が必要となった小学校において、学校プールを取壊し、跡地に増築することで運動場の狭あい化を防ぐため、民間プールの活用を検討することとした。</p>
導入に向けた検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ○学校から民間プールまでの移動にかかる時間 ○民間プール事業者の受け入れ体制 ○民間プールを活用した場合と学校プールを保有した場合の経費比較
導入状況	<ul style="list-style-type: none"> ○菊住小学校 <ul style="list-style-type: none"> 28年度 特定学年で試行実施 29年度 全学年で試行実施 30年度 本格実施 ○正木小学校 <ul style="list-style-type: none"> 30年度 特定学年で試行実施
導入による成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○成果 <ul style="list-style-type: none"> ・教員とインストラクターのティームティーチングにより、水泳の技能が向上した。 ・天候に左右されず、水泳学習を計画どおりに実施できた。 ・学校におけるプール管理の必要がなくなった。 ○課題 <ul style="list-style-type: none"> ・授業時間の一部を移動に費やすことになる。 ・児童引率の安全確保のために職員の配置が必要となる。

2 1 学校敷地内のマンホールトイレの設置について

(単位：校、%)

区 分	校 数	設 置 率
小 学 校	2	0. 8
中 学 校	1	0. 9
高 等 学 校	—	—
特別支援学校	—	—
計	3	0. 8

(注) 平成31年3月末日現在の数値を掲げた。

2 2 埋設給排水管の改修実績について

(単位：校)

区 分	校 数
小 学 校	8
中 学 校	3
計	11

23 学校のトイレ洋式化率について

(1) 校種別

(単位：%)

区 分	全体の洋式化率	
	全体の洋式化率	職員用トイレを除いた 洋式化率
小 学 校	42.9	41.8
中 学 校	35.3	34.2
高 等 学 校	28.5	26.3
幼 稚 園	66.2	66.0
特別支援学校	78.9	78.9
全 体	40.6	39.4

(注) 平成31年3月末日現在の数値を掲げた。

(2) 区別の推移

(単位：%)

区 分	小 学 校		中 学 校	
	29年度	30年度	29年度	30年度
千種区	41.0	42.3	34.5	36.7
東 区	42.1	49.3	33.6	33.6
北 区	35.3	37.3	30.1	30.1
西 区	50.1	50.2	29.5	29.5
中村区	41.4	43.2	24.9	30.1
中 区	33.3	33.3	33.2	41.2
昭和区	34.2	41.5	21.3	28.7
瑞穂区	48.8	48.8	25.3	28.5
熱田区	43.8	44.3	41.5	50.8
中川区	47.2	49.7	42.9	43.6
港 区	41.2	41.5	35.2	35.2
南 区	37.4	38.1	44.3	44.5
守山区	46.7	48.1	40.2	43.4
緑 区	38.5	40.0	35.1	35.4
名東区	41.9	43.5	30.6	30.6
天白区	34.3	37.4	21.7	22.1
全 体	41.1	42.9	33.6	35.3

(注) 各年度3月末日現在の数値を掲げた。

<参考> 愛知県立学校及び市内私立学校の
トイレ洋式化率について

(1) 愛知県立学校のトイレ洋式化率

(単位：%)

区 分	全体の洋式化率	
	全体の洋式化率	職員用トイレを除いた 洋式化率
高等学校	41.7	40.9
特別支援学校	66.1	66.4

(注) 平成31年4月1日現在の数値を掲げた。

(2) 市内私立学校のトイレ洋式化率

(単位：%)

区 分	洋式化率		備 考
	児童・生徒	職 員	
A小学校	81.4	100.0	
B中学校	100.0	63.6	
C中学校			普通教室棟は9割程度洋式 特別教室棟・体育館棟はすべて和式
D高等学校	98.4	100.0	
E高等学校	96.8	91.6	
F高等学校			各箇所1基のみ和式

(注1) 市内私立学校から抽出し、聞き取りを行ったものを掲げた。

(注2) 表中の洋式化率欄に斜線を引いた学校は、洋式化率を把握していないため、聞き取った内容を備考に付した。

2 4 主な市民利用施設のトイレ洋式化率について

(単位：%)

区 分	対象施設	洋式化率
生涯学習センター	生涯学習センター16館	50.5
図書館	図書館21館	54.6
博物館施設	博物館、秀吉清正記念館、蓬左文庫、 科学館、美術館	67.5
スポーツ施設	総合体育館、瑞穂運動場、市体育館、 スポーツセンター13館、 温水プール5館、 黒川スポーツトレーニングセンター、 上社レクリエーションルーム、 名城庭球場、港サッカー場、 志段味スポーツランド	45.5
全 体		49.0

(注) 平成31年3月末日現在の数値を掲げた。

25 学校トイレの改修実績について

(単位：箇所)

区 分	28年度	29年度	30年度
小 学 校	97	160	112
中 学 校	36	112	38
高等学校	2	14	—
計	135	286	150

(注) 29年度は、大規模改造事業と別に行ったトイレの単独改修を含む。

26 大規模改造・保全改修の実施面積について

(単位：㎡)

区 分	28年度	29年度	30年度
小 学 校	32,770	22,847	40,912
中 学 校	15,067	25,168	21,531
高等学校	1,832	—	—
計	49,669	48,015	62,443

27 学校施設リフレッシュプランにおける トイレ改修について

(単位：箇所)

区 分	改修計画		改修実績	
	前 期 〔平成29年度〕 ～ 〔令和14年度〕	後 期 〔令和15年度〕 ～ 〔令和32年度〕	29年度	30年度
Aグループ (～昭和41年築)	437	—	30	136
Bグループ 〔昭和42年〕 ～50年築	1,388	—	112	—
Cグループ 〔昭和51年〕 ～55年築	824	1,059	14	14
Dグループ 〔昭和56年〕 ～平成7年築	—	1,447	—	—
Eグループ (平成8年築～)	—	510	—	—
計	2,649	3,016	156	150

(注) 改修実績の29年度分は、大規模改造事業と別に行ったトイレの単独改修分のみ計上した。

28 山車行事の総合調査について

(1) 経緯

ア 名古屋城下町の山車行事調査事業

- 平成26年9月に文化庁が「民俗文化財調査費国庫補助金」の対象事業を公募
- 同対象事業として「名古屋城下町の山車行事調査事業」を応募
- 平成27年4月に文化庁により採択
- 平成27～29年度の3か年をかけて調査を実施

イ 名古屋南部東海道周辺の子車行事調査事業

- 平成29年10月に文化庁が「民俗文化財調査費国庫補助金」の対象事業を公募
- 同対象事業として「名古屋南部東海道周辺の子車行事調査事業」を応募
- 平成30年4月に文化庁により採択
- 平成30～令和2年度の3か年をかけて調査を実施予定

(2) 重要文化財の指定に向けた状況

ア 文化庁及び文化審議会における検討状況

- 本市には伝えられていない

イ 指定の見込み年度

- 本市には伝えられていない

(3) 文化庁の意見

区 分		内 容
27年度	有識者会議 2回 文化庁訪問 3回	<ul style="list-style-type: none"> ・東照宮祭は近世都市祭礼の成立を考える上で重要である。そのままの形で現在まで続いていれば、文化財的な価値は高かったものと考えられる。 ・現在の「名古屋まつり」については、市民祭りとしての性格が強いが、東照宮祭との歴史的な系譜やその変遷の過程を明らかにすることに意味がある。その上で、尾張の祭礼の歴史の中に位置づけられるとよい。

区 分		内 容
28年度	有識者会議 1回 文化庁訪問 2回	<ul style="list-style-type: none"> ○名古屋の山車行事は山・鉾・屋台行事の研究上、全国的な位置づけが十分になされていない。名古屋の中心部にはあまり山車が残されていないが、尾張の山車文化は全国的に見ても、学術上の位置づけがなされるべきである。 ○調査の対象は、祭礼単体でなく、広くとらえる枠組みがあった方がよい。
29年度	有識者会議 2回 文化庁訪問 3回	<ul style="list-style-type: none"> ○調査対象の祭礼について、評価の視点として「近世都市祭礼」「天王祭」の代表とみるか「祭礼自体」の内容を評価するかを検討する必要がある。 ○文化財指定にあたっては、祭礼の主要な要素や祭祀組織など核にあたる部分が継承されていることが不可欠である。 ○東照宮祭については、官祭としての視点からではなく、民衆史的な視点での調査研究も必要である。
30年度	有識者会議 2回 文化庁訪問 2回 現地指導 1回	<ul style="list-style-type: none"> ○日本の祭礼における山車の成立・発展を考える上で、江戸型、名古屋型の山車が文化財指定されていないのは、今後の検討課題といえる。 ○名古屋の山車行事の指定については、さまざまな可能性を検討していきたいので、名古屋型の山車を評価するための情報を順次提供してほしい。 ○山車行事を実見し、現在の伝承状況等を確認する必要がある。

29 名古屋市文化財調査委員会について

(1) 開催内容

ア 総会

区 分	内 容
28年度	<p><第1回></p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員長、副委員長の選出 ○部会の構成、部会長の選出 ○市指定文化財の指定についての諮問（本願寺名古屋別院鐘楼）
	<p><第2回></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市指定文化財の指定についての諮問（伊勢参宮図屏風、笠覆寺本堂・多宝塔・仁王門・鐘楼） ○市指定文化財の追加指定についての諮問（伊藤圭介関係資料） ○市指定文化財の指定についての答申（本願寺名古屋別院鐘楼）
29年度	<p><第1回></p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員長、副委員長の選出 ○部会の構成、部会長の選出 ○市指定文化財の指定についての答申（伊勢参宮図屏風、笠覆寺本堂・多宝塔・仁王門・鐘楼）
	<p><第2回></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市指定文化財の追加指定についての答申（伊藤圭介関係資料）
30年度	<p><第1回></p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員長、副委員長の選出 ○部会の構成、部会長の選出
	<p><第2回></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市指定文化財の指定についての諮問（木造薬師如来坐像、木造馬頭観音および熱田大明神・天照皇太神立像（附千体仏））

イ 部会

区 分	内 容
28年度	<建造物・町並み部会> ○市指定文化財の指定に関する調査（本願寺名古屋別院鐘楼）
	<文書典籍部会> ○市指定文化財の追加指定に関する調査（伊藤圭介関係資料）
	<美術工芸部会> ○市指定文化財の指定に関する調査（伊勢参宮図屏風）
29年度	<建造物・町並み部会第1回> ○市指定文化財の指定に関する調査（笠覆寺本堂・多宝塔・仁王門・鐘楼）
	<建造物・町並み部会第2回> ○市指定文化財の修理に関する指導（勝鬘寺太鼓楼）
	<考古埋蔵文化財部会> ○遺跡範囲の検討（NN272号（通曲4号窯）、尾張元興寺跡、広井町遺跡、天白元屋敷遺跡）
	<史跡名勝天然記念物部会> ○市指定文化財の保存に関する指導（村上社のクスノキ）
30年度	<建造物・町並み部会第1回> ○市指定文化財の活用に関する指導（岡家住宅）
	<建造物・町並み部会第2回> ○市指定文化財の活用に関する指導（丹羽家住宅）
	<建造物・町並み部会第3回> ○市指定文化財の指定候補に関する調査
	<建造物・町並み部会第4回> ○市指定文化財の保存に関する指導（余芳亭）
	<美術工芸部会第1回> ○市指定文化財の指定に関する調査（木造馬頭観音及び熱田大明神・天照皇太神立像（附千体仏））
	<美術工芸部会第2回> ○市指定文化財の指定候補に関する調査
	<考古埋蔵文化財部会> ○遺跡範囲の検討（H-117号窯、尾張元興寺跡、高蔵7号墳、高蔵5号墳、天白元屋敷遺跡）

(2) 条例及び規則

ア 名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例 (抜すい)

(市指定文化財の指定等)

第2条 教育委員会は、法第2条第1項に規定する文化財(文化的景観及び伝統的建造物群並びに法及び愛知県文化財保護条例(昭和30年愛知県条例第6号。以下「県条例」という。))の規定による指定を受けたものを除く。)で、かつ、名古屋市の区域内に存するもののうち重要なものを名古屋市指定有形文化財、名古屋市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)、名古屋市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。))若しくは名古屋市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。))又は名古屋市指定史跡、名古屋市指定名勝若しくは名古屋市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」という。)) (以下「市指定文化財」と総称する。)に指定することができる。

2 教育委員会は、市指定無形文化財の指定にあたっては、その保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定するものとし、その指定後において必要と認めるときは、保持者又は保持団体を追加して認定することができる。

3 (略)

4 教育委員会は、第1項の規定による指定又は第2項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ名古屋市文化財調査委員会の意見を聞かなければならない。

5 }
6 } (略)
7 }

(指定等の解除)

第10条 教育委員会は、市指定文化財がその重要性を失ったとき、第2条第7項の規定による同意が得られなかったとき、又は特別の事由があると認めるときは、市指定文化財の指定を解除するものとする。

2 (略)

3 第1項の規定による指定の解除(第2条第7項の規定による同意が得られなかったことによるものを除く。))又は前項の規定による認定の解除をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ名古屋市文化財調査委員会の意見を聞かなければならない。

4 }
5 } (略)
6 }

(文化財調査委員会)

第11条 第2条第4項及び前条第3項の規定によりその権限に属せしめられた事項を処理し、及び教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的

事項を調査審議するため、教育委員会の附属機関として名古屋市文化財調査委員会を置く。

- 2 名古屋市文化財調査委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。
- 3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 4 委員及び臨時委員は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 臨時委員は、その特別の事項の調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。
- 8 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、任期中においても委員及び臨時委員を解嘱することができる。

イ 名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則（抜すい）

（文化財調査委員会）

第 18 条 名古屋市文化財調査委員会（以下「文化財調査委員会」という。）に委員長及び副委員長 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 19 条 文化財調査委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 文化財調査委員会は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 文化財調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 20 条 文化財調査委員会には、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会は、文化財調査委員会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を文化財調査委員会に報告する。
- 3 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

7 前条の規定は、部会の会議の招集、定足数及び表決について準用する。この場合において、同条第 1 項中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

第 21 条 文化財調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において行なう。

(3) 委員

区 分	氏 名	担 当 部 会
名古屋造形大学教授	池 田 洋 子	美術工芸
元名古屋市博物館副館長	井 上 光 夫	考古埋蔵文化財 史跡名勝天然記念物
東海学院大学教授	岡 本 真理子	建造物・町並み
名古屋工業大学名誉教授	河 田 克 博	建造物・町並み
中京大学非常勤講師	鬼 頭 秀 明	無形文化財・民俗文化財
愛知県立芸術大学名誉教授	熊 田 由美子	美術工芸
南山大学教授	黒 沢 浩	考古埋蔵文化財 史跡名勝天然記念物
日本福祉大学教授	高 部 淑 子	文書典籍
中部大学教授	永 田 典 子	無形文化財・民俗文化財
名古屋大学大学院教授	西 澤 泰 彦	建造物・町並み
名古屋大学博物館准教授	西 田 佐知子	史跡名勝天然記念物
愛知県立大学非常勤講師	服 部 直 子	文書典籍
愛知県立旭丘高等学校教諭	服 部 誠	無形文化財・民俗文化財
岐阜聖徳学園大学名誉教授	安 田 徳 子	文書典籍
名古屋大学大学院教授	山 本 直 人	考古埋蔵文化財 史跡名勝天然記念物
四日市市立博物館館長	吉 田 俊 英	美術工芸

(注) 平成31年3月末日現在の委員を掲げた。

＜参考＞特別史跡名古屋城跡の現状変更（天守閣解体）
に係る副申について1

31 教文第 25 号
平成 31 年 4 月 18 日

文化庁長官 様

名古屋市教育委員会
教育長 鈴木 誠二

名古屋市
教育委員会
教育長

特別史跡名古屋城跡の現状変更（天守閣解体）について（副申）

このことについて、名古屋市長から別添のとおり現状変更の許可申請（平成 31 年 4 月 18 日
付け 31 親名保第 17 号）が提出されました。本件は、名古屋市中区本丸 1 番の特別史跡名古屋
城跡の鉄骨鉄筋コンクリート造天守閣を解体しようとするものであり、下記のように意見を付
して提出します。

記

- 1 現在の天守閣は耐震性が極めて低く、[REDACTED] また、
コンクリートの中酸化も進行し、外壁 [REDACTED] が剥落しているなど [REDACTED]
[REDACTED] 危険な状態であり、[REDACTED]
[REDACTED]
- 2 [REDACTED] 穴蔵石垣の
現況を正確に把握するための調査を実施するには、[REDACTED]
- 3 [REDACTED]
[REDACTED]
- 4 [REDACTED] 構台・棧橋及び内堀保護工、解体作業に使用する揚重機等
[REDACTED] に与える影響については、工学的側面から十分に解析が行われている
ことに加え、構台・棧橋 [REDACTED] の施工範囲内を事前に発掘調査することで [REDACTED]
[REDACTED] 遺構の状況を確認し、[REDACTED]
[REDACTED]
- 5 [REDACTED]
[REDACTED]
- 6 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

担 当 教育委員会文化財保護室
(片岡・深谷)

電 話 052-972-3269

フaksi 052-972-4202

<参考> 特別史跡名古屋城跡の現状変更（天守閣解体）に係る副申について 2

- 現天守閣は耐震性が極めて低く、コンクリートの中性化も進行し、外壁が剥落しているなど、危険な状態であり、解体することはやむを得ない。
- 穴蔵石垣の現況を正確に把握するための調査を実施するには、現天守閣の解体が必要となる。
- 現天守閣解体の施工方法は、天守台石垣そのものに触れない、工事に伴う振動を極力抑えるなど、天守台石垣に直接的に影響を与えることがないように配慮された計画となっている。
- 解体工事に伴う仮設物、解体に使用する揚重機等が史跡に与える影響については、工学的側面から十分に解析が行われている。仮設物が地下の遺構に与える影響については、事前の発掘調査及びその結果を踏まえた検討を行うことを盛り込んだ計画である。その手順が十分担保されることを前提に、特別史跡に及ぼす影響は軽微であると考えられる。
- 施工に際して、本市教育委員会埋蔵文化財担当学芸員が立ち会い、特別史跡の保全に十分に配慮した内容で実施されていることを確認する。
- 事前の調査・検討の結果、申請する施工内容では不十分と判断される結果が判明した場合には、施工内容を変更することを許可の条件とする。